



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 50 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
- 51 " (")
- 52 " (")
- 53 " (")
- 54 " (")
- 55 " (")
- 56 " (")
- 57 " (")
- 58 " (")
- 59 " (")
- 60 " (")
- 61 " (")
- 62 " (")
- 63 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 64 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 65 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見等の概要 (商工振興課)
- 66 換地処分完了 (農村計画課)
- 67 公共測量の実施 (技術調査課)
- 68 昭和33年和歌山県告示第566号(海岸法第3条第1項の規定に基づく海岸保全区域の指定)の一部改正 (漁港課)

○ 公告

- 軽油引取税免税証の無効 (税務課)
- 都市計画の案の縦覧の公告 (都市政策課)
- " (")
- " (")
- " (")

告 示

和歌山県告示第50号

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
平成15年5月1日から平成18年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年1月7日

和歌山県告示第51号

和歌山県海南市岡田の一部地区、且来・岡田の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成18年4月28日から平成19年10月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市岡田の一部地区、且来・岡田の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市岡田の一部地区、且来・岡田の各一部地区
- 5 認証年月日
平成20年1月7日

和歌山県告示第52号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期

平成16年4月20日から平成19年3月30日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区

5 認証年月日

平成20年1月7日

和歌山県告示第53号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町

2 調査を行った時期

平成18年5月2日から平成19年10月10日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字湯川の一部地区

5 認証年月日

平成20年1月7日

和歌山県告示第54号

和歌山県田辺市鮎川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

平成16年4月21日から平成19年3月25日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市鮎川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市鮎川の一部地区

5 認証年月日

平成20年1月7日

和歌山県告示第55号

和歌山県日高郡由良町大字吹井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡由良町

2 調査を行った時期

平成18年5月2日から平成19年8月24日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡由良町大字吹井の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡由良町大字吹井の一部地区

5 認証年月日

平成20年1月7日

和歌山県告示第56号

和歌山県日高郡由良町大字衣奈の一部地区・大字小引の一部地区・大字戸津井地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡由良町

2 調査を行った時期

平成18年5月2日から平成19年8月31日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡由良町大字衣奈の一部地区・大字小引の一部地区・大字戸津井地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡由良町大字衣奈の一部地区・大字小引の一部地区・大字戸津井地区

5 認証年月日

平成20年1月7日

和歌山県告示第57号

和歌山県日高郡日高川町大字佐井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高川町

2 調査を行った時期

平成18年5月9日から平成19年11月8日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字佐井の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字佐井の一部地区

5 認証年月日

平成20年1月7日

平成20年1月7日

和歌山県告示第60号

和歌山県日高郡日高川町大字船津の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したの
で同条第4項の規定により公告する。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高川町

2 調査を行った時期

平成18年5月9日から平成19年10月10日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字船津の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字船津の一部地区

5 認証年月日

平成20年1月7日

和歌山県告示第58号

和歌山県日高郡日高川町大字田尻の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したの
で同条第4項の規定により公告する。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高川町

2 調査を行った時期

平成18年5月9日から平成19年10月25日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字田尻の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字田尻の一部地区

5 認証年月日

平成20年1月7日

和歌山県告示第61号

和歌山県日高郡日高川町大字愛川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したの
で同条第4項の規定により公告する。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高川町

2 調査を行った時期

平成18年5月9日から平成19年10月4日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字愛川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字愛川の一部地区

5 認証年月日

平成20年1月7日

和歌山県告示第59号

和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したの
で同条第4項の規定により公告する。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高川町

2 調査を行った時期

平成18年5月9日から平成19年10月31日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区

5 認証年月日

和歌山県告示第62号

和歌山県日高郡日高川町大字熊野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したの
で同条第4項の規定により公告する。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成18年5月9日から平成19年10月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字熊野川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字熊野川の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年1月7日

和歌山県告示第63号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年2月27日まで縦覧に供する。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成19年12月27日

- 2 名称
特定非営利活動法人しゃかのこし
- 3 代表者の氏名
坂本義浩
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市木ノ本780番地の1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域の市民が共に集い、地域の公共施設を発信基地として共同利用型教育システムの構築と活用を図る。これにより、地域型教育の創出を図るほか、情報発信基地を構築して、地域の活用やまちづくりなどに役立つ種々の調査や研究及び事業やサービスの提供を行う。

車駕之古址公園ができたことに対して、地域住民の福祉を及び和歌山市民福祉に関する事業を行うことで地域の福祉に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第64号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
301012022	和佐福祉工場	和歌山市下和佐61-4	就労継続支援A型	身体障害者	社会福祉法人スマイヤ	和歌山市下和佐61-4	平成20.1.1	平成25.12.31

和歌山県告示第65号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見及び同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)オークワメッサ西高松店
和歌山市西高松一丁目278番14
- 2 意見の概要
 - (1) 和歌山市の意見
 - ア 廃棄物の集積場所については、悪臭や飛散に十分注意し、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう配慮してください。
また、廃棄物の減量及びリサイクルに努め、分別収集にご協力願います。
 - イ 騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例

を遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努力してください。

(2) 和歌山市西高松の居住者の意見

ア 次の二点についての再考を望みます。

一、「交通に関する事項」の、特に交通量や流れに関して、調査範囲を周辺道路にまで広げてのアセスメント

二、高松という地域は、住宅地区であり文教地区であることから、午後9時の閉店

イ 住宅地及び生活道路に囲まれた地域での交通問題が心配。以前から多い通り抜けのための猛スピードの車も考えると地元住民の車の出入りに不可欠な2つの交差点の渋滞が加わり、休日は特に問題となる。平日は、小・中・高の登下校時が危険。繁忙期のみの交通整理員では把握しきれないはず、常に配置して欲しい。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌

山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成20年1月22日～平成20年2月22日
時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第66号

平成19年11月20日付けで計画決定した県営換地計画(県営ほ場整備事業中・栄・才野地区)については、換地処分が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第67号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき田辺市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(都市計画図、道路台帳図等作成)
- 2 作業期間 平成20年1月7日から平成22年3月31日まで
- 3 作業地域 田辺市 全域

和歌山県告示第68号

昭和33年和歌山県告示第566号(海岸法第3条第1項の規定に基づく海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第2項を次のように改める。

- 2 阿尾漁港海岸
 - (1) 海岸の名称
和歌山県紀州灘沿岸阿尾漁港海岸阿尾地区海岸
 - (2) 指定場所
和歌山県日高郡日高町阿尾地先
 - (3) 点の位置
基点
 - 1 北緯33度54分21秒4575 東経135度04分14秒9185の地点
 - 2 北緯33度54分22秒2815 東経135度04分15秒9503の地点
 - 3 北緯33度54分21秒2308 東経135度04分24秒9777の地点

- 4 北緯33度54分12秒1643 東経135度04分22秒4648の地点
 - 5 北緯33度54分11秒0208 東経135度04分34秒7292の地点
 - 6 北緯33度54分17秒5734 東経135度04分46秒1972の地点
 - 7 北緯33度54分16秒1364 東経135度04分46秒9791の地点
 - 8 北緯33度54分13秒3183 東経135度04分44秒9522の地点
 - 9 北緯33度54分10秒7529 東経135度04分39秒7188の地点
 - 10 北緯33度54分09秒1577 東経135度04分37秒7514の地点
 - 11 北緯33度54分08秒3156 東経135度04分34秒7894の地点
 - 12 北緯33度54分08秒9427 東経135度04分33秒1966の地点
 - 13 北緯33度54分09秒6529 東経135度04分31秒5344の地点
 - 14 北緯33度54分09秒2353 東経135度04分26秒8707の地点
 - 15 北緯33度54分10秒1622 東経135度04分22秒9598の地点
 - 16 北緯33度54分11秒7486 東経135度04分21秒0219の地点
 - 17 北緯33度54分12秒8405 東経135度04分20秒2718の地点
 - 18 北緯33度54分14秒8666 東経135度04分20秒5489の地点
 - 19 北緯33度54分16秒1045 東経135度04分21秒1023の地点
 - 20 北緯33度54分19秒3948 東経135度04分21秒2011の地点
 - 21 北緯33度54分20秒4349 東経135度04分19秒4073の地点
 - 22 北緯33度54分20秒8983 東経135度04分18秒6205の地点
 - 23 北緯33度54分20秒8954 東経135度04分15秒5134の地点
- (4) 指定区域
1から23までの各点を順次結んだ線及び23と1の点を結んだ線により囲まれた区域

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったの

で、平成19年12月27日以降無効とする。
平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

免税証の種類	業種	記号番号	枚数	有効期限	交付した事務所	紛失年月日
100リットル券	農業	1928132 } 1928137	6枚	平成19年11月12日から 平成20年11月11日まで	和歌山県税事務所	平成19年12月27日

※ 記号番号は、免税証(表面)の8桁目から14桁目までの数字です。

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 都市計画の種類及び名称
有田都市計画道路(3・6・13号国道42号有田海南道路)
- 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
和歌山県有田市野 字北地
新堂 字川原、字天神、字笹山谷、
字大峯
初島町里字星越
- 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
有田市企画室
- 縦覧期間
平成20年1月25日から平成20年2月7日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 都市計画の種類及び名称
有田都市計画道路(3・6・7号八王子港線)
- 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県有田市新堂字川原、字天神、字三者

- 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
有田市企画室
- 縦覧期間
平成20年1月25日から平成20年2月7日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 都市計画の種類及び名称
下津都市計画道路(3・6・1号国道42号有田海南道路)
- 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
和歌山県海南市下津町蝶川字越戸、字星越、字深山、
字下谷、字瀬戸山
下津町下津字袋谷
下津町小原字拝待、字美野山、
字北原、字中田
下津町上 字住田、字前原、字白巖、
字門脇、字管ノ谷
下津町丁 字萩原、字岩ノ谷、字牛頭、
字山ノ神
下津町黒田字ハシカ谷、字中尾、
字越前、字岩ヶ谷南原、
字三味尾
下津町下 字岩ノ谷、字山田垣内
下津町小南字西端、字上通り、
字中通り
下津町梅田字池之浦、字垣内、
字西内山、字東内山、
字奥、字百屋

- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
海南市都市整備部都市整備課、海南市下津行政局地域行政課
- 4 縦覧期間
平成20年1月25日から平成20年2月7日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成20年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
海南都市計画道路（3・6・123号国道42号有田海南道路）
（3・4・102号琴ノ浦冷水線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
和歌山県海南市冷水字西ノ浦、字小峯、字榎谷、
字大谷、字十五、字口無、
字西焼尾、字東焼尾、字白紙
変更する部分
和歌山県海南市藤白字西ノ谷
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
海南市都市整備部都市整備課、海南市下津行政局地域行政課
- 4 縦覧期間
平成20年1月25日から平成20年2月7日まで